

A2 訪問型サービス（現行相当）サービスコード表（平成27年4月1日以降に開設した事業所）

2026年6月改定

水色は新規、赤色は変更、灰色は廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	1111	訪問型サービス11	(1) 1週に1回程度の場合	1,176単位	1,176 1月につき	
A2	2111	訪問型サービス11日割	1,176単位 日割の場合	39単位	39 1日につき	
A2	1211	訪問型サービス12	(2) 1週に2回程度の場合	2,349単位	2,349 1月につき	
A2	2211	訪問型サービス12日割	2,349単位 日割の場合	77単位	77 1日につき	
A2	1321	訪問型サービス13	(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727単位	3,727 1月につき	
A2	2321	訪問型サービス13日割	3,727単位 日割の場合	123単位	123 1日につき	
A2	2411	訪問型サービス21	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287単位	287	
A2	2511	訪問型サービス22	(2) 生活援助が中心である場合 □ 1月当たりの回数を定める場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179	
A2	2621	訪問型サービス23		(二)所要時間45分以上の場合	220単位	220
A2	1411	訪問型短時間サービス	(3) 短時間の身体介護が中心である場合	163単位	163	
A2	C211	訪問型サービス高齢者虐待防止措置未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 1週に1回程度の場合	12単位 減算	-12 1月につき
A2	C220	訪問型サービス高齢者虐待防止措置未実施減算11日割		日割の場合	1単位 減算	-1 1日につき
A2	C212	訪問型サービス高齢者虐待防止措置未実施減算12		(2) 1週に2回程度の場合	23単位 減算	-23 1月につき
A2	C213	訪問型サービス高齢者虐待防止措置未実施減算12日割		日割の場合	1単位 減算	-1 1日につき
A2	C214	訪問型サービス高齢者虐待防止措置未実施減算13		(3) 1週に2回を超える程度の場合	37単位 減算	-37 1月につき
A2	C215	訪問型サービス高齢者虐待防止措置未実施減算13日割		日割の場合	1単位 減算	-1 1日につき
A2	C216	訪問型サービス高齢者虐待防止措置未実施減算21	□ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位 減算	-3
A2	C217	訪問型サービス高齢者虐待防止措置未実施減算22		(2) 生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位 減算	-2
A2	C218	訪問型サービス高齢者虐待防止措置未実施減算23			(二)所要時間45分以上の場合	2単位 減算
A2	C219	訪問型サービス高齢者虐待防止措置未実施減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	2単位 減算	-2
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 訪問型独自業務継続計画未策定減算	(1) 1週に1回程度の場合	12単位 減算	-12 1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割		日割の場合	1単位 減算	-1 1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2) 1週に2回程度の場合	23単位 減算	-23 1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合	1単位 減算	-1 1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3) 1週に2回を超える程度の場合	37単位 減算	-37 1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割		日割の場合	1単位 減算	-1 1日につき
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	□ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位 減算	-3
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22		(2) 生活援助が中心である場合 (一)所要時間20分以上45分未満の場合	2単位 減算	-2
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23			(二)所要時間45分以上の場合	2単位 減算
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	2単位 減算	-2
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者等50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算	1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の15%減算	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3		所定単位数の12%減算		
A2	8000	訪問型サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型サービス特別地域加算日割			所定単位数の15%加算	1日につき
A2	8002	訪問型サービス特別地域加算回数			所定単位数の15%加算	1回につき
A2	8100	訪問型サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の10%加算	1日につき
A2	8102	訪問型サービス小規模事業所加算回数			所定単位数の10%加算	1回につき

A2 訪問型サービス（現行相当）サービスコード表（平成27年4月1日以降に開設した事業所）

2026年6月改定

水色は新規、赤色は変更、灰色は廃止

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	8110	訪問型サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算		1月につき	
A2	8111	訪問型サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算		1日につき	
A2	8112	訪問型サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算		1回につき	
A2	4001	訪問型サービス初回加算	ハ 初回加算	200単位 加算	200		
A2	4003	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位 加算	100	1月につき
A2	4002	訪問型サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位 加算	200	
A2	6102	訪問型サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50単位 加算	50	月1回限度	
A2	6269	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ 1	ハ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の270/1000 加算		1月につき
A2	6183	訪問型サービス処遇改善加算Ⅰ 2		(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の287/1000 加算		
A2	6270	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ 1		(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の249/1000 加算		
A2	6184	訪問型サービス処遇改善加算Ⅱ 2		(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の266/1000 加算		
A2	6271	訪問型サービス処遇改善加算Ⅲ		(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の207/1000 加算		
A2	6380	訪問型サービス処遇改善加算Ⅳ		(6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の170/1000 加算		